

○総務省令第二十八号

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）及び国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十一年政令第七十六号）の施行に伴い、失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

総務大臣 鳩山 邦夫

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令

失業者の退職手当支給規則（昭和五十年総理府令第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第九条の六」を「第九条の五」に改める。

別記様式第一（表面）中

⑮ 退職時に支給された退職手当

⑮ 退職時に支払われた一般の退職手当等の額

を

に改め、同様式（裏

面）所属庁等の長の記載心得2中「⑮欄には、退職した職員の退職時支給した一般の退職手当の額を記載すること。なお、説明欄には、予告を受けない退職者の退職手当を支給した場合にはその額を、一般の退職手当を支給しなかった場合にはその理由を記載すること。」や「⑮欄には、退職した職員の退職時に支払った

一般の退職手当等の額を記載すること。なお、説明欄には、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しない
こととする処分が行われた場合にはその旨を記載すること。」に改める。

別記様式第一（別紙）を次のように改める。

別記様式第 1 (別紙)

⑰退職事由 【退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合が有り、適正に記入してください。】		※ 公共職業安 定所記載欄
所属庁 等の長 記載欄	退職者 記載欄	退 職 の 事 由
<input type="checkbox"/>		1 定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることによるもの
<input type="checkbox"/>		2 定年、任用期間満了等によるもの
<input type="checkbox"/>		(1) 定年による退職(定年 歳)
<input type="checkbox"/>		(2) 任用期間満了による退職
<input type="checkbox"/>		3 所属庁等の長からの働きかけによるもの
<input type="checkbox"/>		(1) 懲戒免職等処分
<input type="checkbox"/>		(2) 国家公務員法第76条の規定による失職(同法第38条第1号に該当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職
<input type="checkbox"/>		(3) 国家公務員法第76条の規定による失職(同法第38条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職
<input type="checkbox"/>		(4) 国家公務員法第78条第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分
<input type="checkbox"/>		(5) 国家公務員法第78条第1号又は第3号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分
<input type="checkbox"/>		(6) 退職勧奨
<input type="checkbox"/>		4 職場における事情に起因する退職
<input type="checkbox"/>		(1) 勤務していた官署又は事務所の移転により通勤困難となつたため
<input type="checkbox"/>		(2) 公務上の傷病による退職
<input type="checkbox"/>		5 職員の個人的な事情に起因する退職
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があつたため
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があつたため
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(3) 家庭の事情の急変(父母の扶養、親族の介護等)があつたため
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(4) 配偶者等との別居生活が継続困難となつたため
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(5) 転居により通勤困難となつたため (新住所:)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(6) その他 (具体的に)
<input type="checkbox"/>		6 その他(1-5のいずれにも該当しない場合)
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 具体的事情記載欄(所属庁等の長用) </div>

附 則

この省令は、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。